

### 市職員（保健師）募集

**受験資格** 昭和55年4月2日以降に生まれ、保健師の免許を有する方

**試験** 1月下旬結果発表  
2次試験：令和3年2月中旬（予定）・口述試験・2月下旬（予定）結果発表

**採用予定日** 3年4月1日以降

**その他** 試験案内と申込書は市役所1階総務課へ

合案内で配布▽詳細は試験案内または市ホームページ（記事ID：17528）参照▽申込書は市ホームページからダウンロード可

**申し込み** 12月15日～28日（消印）に申込書を郵送〒198-8701 青梅市職員課人事給与係へ

### 12月25日～31日に消防団歳末警戒を実施

冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。また、ストーブなどの暖房器具を使うことが多くなり

予防活動として、12月25日（金）～31日（木）に歳末警戒を実施します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。防災課消防係 問い合わせ

### 申請はお済みですか？

#### 令和2年度青梅市市民活動団体等における新型コロナウイルス感染症対策補助金

市民活動や生涯学習活動等を行う団体が活動を行うにあたり実施する新型コロナウイルス感染症対策に必要経費に対し、補助金を交付しています。

対象となる団体は、令和3年1月15日までに申請してください。

**対象** 2年7月29日現在、

次のいずれかに該当する団体

- ①青梅市スポーツ協会に加盟する団体
- ②青梅市文化団体連盟に加盟する団体
- ③市内事務所を置く特定非営利活動法人
- ④市の方針に基づくボランティア団体

⑤市の区域内で組織された高齢者クラブ  
⑥青梅市青少年健全育成団体  
⑦青梅市生涯学習サークル登録団体

補助対象経費、補助金額、申請方法等については、市ホームページ（記事ID：24494）をご覧ください。

**問い合わせ** 社会教育課

### 広報おうめ新年号の配布

広報おうめや市議会だよりは、新聞折り込みで配布しています。新聞を購読していない世帯には、申し込みを受け付け、新聞販売店による戸別配布を行っています。

▽新聞折り込み：1月1日▽戸別配布：1月5日まで

※戸別配布の申し込み後、転居した場合や新聞の購読を開始した場合は、必ずご連絡ください。

**問い合わせ** 秘書広報課 係

### 12月と1月は 政治家の寄附禁止PR強化期間

贈らない！求めない！受け取らない！

年末年始は、お歳暮や年賀など、贈り物が多くなる季節ですが、政治家や候補者が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。答礼のため、12月と1月の2か月間「政治家の寄附禁止PR強化期間」としています。

市選挙管理委員会と市明ら選挙推進協議会では、候補者に寄附を求めることや、お祭りなどの供応も禁止されています。

東京都選挙管理委員会では、法律で禁止されている寄附について、より一層の周知を図るため、各市区町村選挙管理委員会と協力して、12月と1月の2か月間「政治家の寄附禁止PR強化期間」としています。

ポスターの掲示やパンフレットの配布などを行います。

**問い合わせ** 市選挙管理委員会事務局



### ご存じですか？ 検察審査会

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者（犯罪を犯した疑いがある者）を裁判にかけなかったことが正しかったかどうかを、国民の皆さんに判断していただく機関です。

検察官は、検察審査会の判断を参考として、不起訴

処分の再検討を行うことがあります。

検察審査会制度は、検察官の仕事に民意を反映させるために設けられた制度です。

検察審査会議は、非公開で行われ、検察審査員は、自分の良心に従い公平誠実に「不起訴処分が正しかったかどうか」を判断します。

詳しくは、最高裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/kensin/> をご覧ください。

**問い合わせ** 立川検察審査会事務局 ☎042-845-0292、市選挙管理委員会事務局

### 傍聴にお出かけください

**青梅市公共交通協議会**

**日時** 12月21日（月）午後3時から

**内容** 青梅市公共交通基本計画の推進状況について

**会場** 市役所議会議棟3階大会議室

**定員** 5人（抽選）

**問い合わせ** 都市整備部管理課

### 消費生活パネル展

市民の生活に役立つ正しい情報、悪質商法による被害防止、消費者相談室の啓発活動に関するパネルの

展示やリーフレット等の配布を行います。

**日程** 令和3年1月4日（月）～15日（金）

**会場** 市役所1階ロビー

**費用無料**

**直接会場へ**

**問い合わせ** 市民安全課市民相談係

### 不審な電話やメールにご注意を！

令和2年 特殊詐欺被害発生状況 11件・約1千914万円（10月31日現在）

あなた大切な財産を守るために

▽電話に出してしまった場合は、いったん電話を切り、必ず誰かに相談をする。

▽自宅の電話機を留守番電話に設定し、犯人との会話を避ける。

▽迷惑電話防止機能付き電話を導入し、防犯対策を強化する。

▽メッセージの相手への返信や、記載された電話番号への連絡をしない。

▽メッセージの受信設定を行い、知らない相手からのメッセージを拒否する。

迷惑電話防止機能付き電話 特殊詐欺被害を防ぐために、迷惑電話防止機能付き電話に買い替えることも、有効な対策です。この電話機は電話をかけてきた相手に「この通話は録音されます」という警告のアナウンスが流れるため、特殊詐欺などに、相当の効果があるとされています。

家電量販店等で購入できますので、ぜひご検討ください。

**問い合わせ** 青梅警察署 防犯係 ☎22-0110 内線2612、市民安全課市民安全係



### 消費者相談室から 0～1歳児のベッドからの転落事故にご注意ください！

乳幼児が大人用ベッドやベビーベッドから転落し、頭部を負傷する、窒息するなどの事故が報告され、ベビーベッドの安全基準が見直されています。

高さ数十cmのベッドでも、転落すると頭蓋骨骨折や頭蓋内損傷のおそれがあります。また、ベッドと壁・物との間に頭が挟まれて窒息するなどのケースもあり、場合によっては命を落とす危険性があります。

転落事故防止のため、0～1歳児は、できるだけ、大人用ベッドではなく、ベビーベッドに寝かせましょう。

ベビーベッドは、常に柵を上げて使用し、収納扉がロックされていることを必ず確認しましょう。

なお、令和元年11月15日付けで、消費生活用製品安全法の特別特定製品であるベビーベッドの適合性検査の実施にあたり、新基準が適用されています。旧基準の製品を使用する場合は、収納部分の扉のロックが壊れていたら、直ちに使用を中止してください。

※消費者庁発表資料をもとに作成

**消費者相談室** ☎22-6000（相談専用）

**相談日時** 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

※毎月第2・4火曜日は午後6時まで

※祝日、年末年始を除く

**問い合わせ** 市民安全課市民相談係